

一酸化炭素中毒災害等による労働災害防止について

○一酸化炭素中毒等による労働災害発生状況※別紙参照

- ・一酸化炭素中毒災害発生状況については、毎年30から40件前後発生。
- ・例年起因別で多いのは内燃機関の使用によるもの（約4割）、調理器具の使用によるもの（約2割）。
- ・屋外における有害作業による中毒災害も発生している。

○一酸化炭素中毒対策に係る規定等

・労働安全衛生規則第578条（内燃機関の使用禁止）

事業者は、坑、井筒、潜函^{かん}、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。

- ・「建設業における一酸化炭素中毒防止のためのガイドラインの策定について」（平成10年6月1日基発第329の1）
作業環境管理として一酸化炭素にばく露されるおそれがある場合の換気、警報装置の要件を定めている。

○最近の労働災害発生状況を踏まえて講じた行政対応

- ・「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について」（平成21年12月4日付け基安化発1204第1号）を发出

昨年夏以降、全国各地の外食チェーン等の業務用厨房施設において一酸化炭素中毒が多数発生したことを受け、飲食業の業界団体に対して一酸化炭素中毒による労働災害防止対策の実施事項の徹底を要請。

- 1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底
- 2 一酸化炭素警報装置（いわゆるCOセンサー）の設置等
- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修
- 4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底
- 5 安全衛生教育の実施
- 6 責任者の指名及び職務の遂行



●鉄鋼業におけるCOセンサーの着用による災害の防止事例等を参考にして、厨房・内燃機関における一酸化炭素中毒防止対策の一層の推進と、一部の特に有害な屋外作業における化学物質による中毒災害防止対策の一層の推進が必要。